

(証券コード6080)
2022年12月7日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役社長 中村 悟

第17回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。つきましては後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述のご案内に従って、2022年12月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京 605会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。） |
| 3. 目的事項 報告事項 | 1. 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監 査結果報告の件 2. 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告 の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

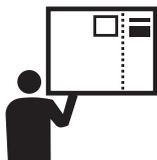
インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年12月22日（木曜日）午後6時までに行使して下さい。

(3) 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ma-cp.com/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年12月23日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年12月22日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月22日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会日 議決権の数 X X 票

 X X X X 年 X X 月 X X 日

| 議案番号 | 議案名 | 賛否 |
|------|-----|----|
| 1. | | |
| 2. | | |

〇〇〇〇〇〇

ログイン用紙コード
 ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
 暗証コード XXXXX

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> (賛) に○印
- 反対の場合 >> (否) に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> (賛) に○印
- 全員反対の場合 >> (否) に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> (賛) に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



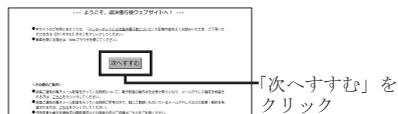
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行業株式会社
電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 業容拡大に伴う人員増加に対応するため、本店を東京都千代田区から東京都中央区へ移転することに伴い、第3条（本店の所在地）を変更するものであります。なお、当該規定の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されました。これに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------|--|
| <p>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。なお本附則第1条は、施行日から6か月を経過した日または前記の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(本店の所在地の変更に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条</u> 第3条（本店の所在地）の変更は、2022年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</p> |

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、より一層の経営体制強化を図るため、取締役を1名増員しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|---|------------|
| 1 | なかむら きとる 中村 悟 (1973年3月30日生) | 1995年4月 積水ハウス株式会社入社 2005年10月 当社設立、代表取締役社長就任（現任） 2016年10月 株式会社レコフ取締役就任 2016年10月 株式会社レコフデータ取締役就任（現任） 2021年10月 株式会社レコフ代表取締役社長就任（現任） | 14,052,400 |
| | | <取締役候補者の選任理由> 当社において、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社の事業活動全般において重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。 | |
| 2 | そがめ ようぞう 十亀 洋三 (1975年6月7日生) | 2003年9月 株式会社平沢コミュニケーションズ入社 2005年6月 スタイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長就任 2005年10月 当社取締役就任 2005年12月 グローバル・インテレクトチュアル・トラスト株式会社取締役就任 2007年10月 当社営業企画部長 2008年3月 当社取締役辞任 2008年9月 当社取締役就任 2016年6月 当社取締役兼企業情報第一部長 2018年10月 当社取締役兼営業企画部長 2022年10月 当社取締役就任（現任） | 2,154,800 |
| | | <取締役候補者の選任理由> 当社において、各業界への幅広い知見、買手企業との強いリレーションを持ちコンサルタントへの指導力を発揮しており、M&A仲介業務全般において重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。 | |
| 3 | ※ おかむら ひであき 岡村 英哲 (1980年5月22日生) | 2003年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2007年4月 当社入社 2010年10月 当社営業本部 営業第三部長 2017年10月 当社企業情報第二部長 2019年10月 当社執行役員 企業情報第二部長 2022年10月 当社執行役員 営業企画部長（現任） | 360,200 |
| | | <取締役候補者の選任理由> 当社において、M&A助言において豊富な経験と実績を持ち、M&A仲介業務、営業企画業務における戦略立案及び当社グループ全体への高い指導力を発揮しており重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|------------------------------------|---|------------|
| 4 | しもだ とう 下田 奏 (1988年2月16日生) | 2011年4月 福島印刷株式会社入社 2015年4月 当社入社 2019年10月 当社経理課長 2020年12月 当社取締役兼企画管理部長就任(現任) 2020年12月 株式会社レコフ取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社レコフデータ取締役就任(現任) | — |
| <p><取締役候補者の選任理由> 連結グループ全体の経理・財務報告における重要な役割を担っており、その任務を通じて当社の事業活動に関する豊富な見識を有していることから、取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 5 | にしざわ たみお 西澤 民夫 (1943年6月17日生) | 1966年4月 中小企業金融公庫(現株式会社日本政策金融公庫)入庫 1985年4月 山一証券株式会社入社、同社より山一ユニベン株式会社へ出向 1987年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 1990年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社長 1992年6月 山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部部长 1998年2月 日本エスアンドティー株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 2000年3月 中小企業総合事業団(現独立行政法人中小企業基盤整備機構)新事業支援部統括プロジェクトマネージャー 2006年4月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役就任 2006年11月 当社取締役就任(現任) 2009年8月 ラオックス株式会社監査役就任 2014年2月 国立研究開発法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー(現任) 2019年8月 株式会社アールエスシー代表取締役就任 2019年9月 株式会社ディー・エル・イー取締役就任 | 20,000 |
| <p><社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 事業の立ち上げ及び育成に精通していることから、特にM&A仲介業務の拡大及び経営全般に関する意見具申等を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって16年1ヶ月です。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|------------------------------------|--|------------|
| 6 | まつおか のぼる 松岡 昇 (1954年10月10日生) | 1979年4月 大同コーポレーション入社 1989年6月 インスタバック・リミテッド・ジャパン (現シールドエアー・ジャパン株式会社)入社 1993年12月 同社日本支社長就任 2001年5月 同社代表取締役社長就任 2005年12月 オーウェンスコーニング・アジアパシフィック入社 事業統合本部長就任 2006年7月 オーウェンスコーニングジャパン株式会社代表取締役就任 2008年9月 ショットAG(現株式会社モリテックス)ライティング&イメージング事業部アジア担当バイスプレジデント就任 2010年6月 同社代表取締役社長就任 2013年3月 DHL サプライチェーン株式会社取締役副社長就任 2013年10月 同社代表取締役社長就任 2014年9月 同社取締役会長就任 2014年11月 ビアメカニクス株式会社取締役就任 2014年12月 同社代表取締役社長就任 2017年4月 同社取締役副会長就任 2017年9月 ストロバックジャパン株式会社代表取締役社長就任 2018年12月 当社取締役就任(現任) 2019年5月 株式会社レナウン取締役就任 | — |
| <社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 複数の事業会社において代表取締役社長を歴任するなど豊富な経営経験があり、会社経営全般に対する意見具申等を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年です。 | | | |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者です。
 2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 西澤民夫氏及び松岡昇氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当社は西澤民夫氏及び松岡昇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
 4. 当社は、西澤民夫氏及び松岡昇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。両氏の再任を承認頂いた場合は、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行責任を負うこと、又は当該責任追及に係る損害賠償請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約の次回更新時には同内容での更新を予定しています。

以上

《ご参考》

取締役・監査役のスキルマトリックス（知識・専門性・経験）

第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役及び監査役のスキルマトリックスは、次のとおりとなります。

| 氏名 | 当社における 本総会後の役職 | 企業経営 | M&A実務 | 営業 マーケティング | グローバル ビジネス | 財務会計 | 人事労務 | 法務 リスク管理 |
|--------|-------------------|------|-------|---------------|---------------|------|------|-------------|
| 中村 悟 | 代表取締役社長 | ● | ● | ● | | | | |
| 十亀 洋三 | 取締役 | ● | ● | ● | | | | |
| 岡村 英哲 | 取締役営業企画部長 | ● | ● | ● | | | | |
| 下田 奏 | 取締役企画管理部長 | ● | | | | ● | ● | ● |
| 西澤 民夫 | 社外取締役（独立） | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 松岡 昇 | 社外取締役（独立） | ● | ● | ● | ● | | | |
| 出川 敬司 | 社外監査役（独立） | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 藤本 幸弘 | 社外監査役（独立） | | ● | | ● | ● | ● | ● |
| 中森 真紀子 | 社外監査役（独立） | ● | ● | | ● | ● | | ● |

（注）チェックされている項目は、各取締役及び監査役の全ての知識・専門性・経験を表すものではありません。

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(経済概況)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大が繰り返し生じたことで、先行きが不透明な状態が続きましたが、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除等により、経済活動に持ち直しが見られるようになりました。今後の社会経済活動の段階的な回復と企業の投資活動のさらなる活性化が期待されております。

(業界動向)

当社のグループ会社である㈱レコフデータが集計し公表している統計データによると、国内企業が関係し公表されたM&A件数は、2021年（1－12月）時点で4,280件（前年同期比14.7%増）と、コロナ禍でありながら過去最多を更新しております。2022年（1－9月）につきましては3,272件（前年同期比3.6%増）と引き続き増加傾向にあります。

このようにM&Aマーケットが堅調に拡大する中、社会課題となった中堅・中小企業の事業承継問題の解決策としてのM&Aは一層注目度が高まっており、M&Aは多くの経営者にとって重要な選択肢として広く認知されております。

官民の連携も強化されており、中小企業庁は2021年4月に「中小M&A推進計画」を策定し、2021年8月にはM&A支援機関の登録制度を開始しており、多数の民間仲介事業者が登録されております。

また、M&A仲介上場5社（株式会社日本M&Aセンター、株式会社ストライク、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社、株式会社オンデック、名南M&A株式会社）の各代表者を理事として、一般社団法人M&A仲介協会が設立されており、業界一丸となって健全なM&Aによる社会貢献を目指しております。

マーケットが拡大する中で大手金融機関、地方銀行、新規参入といった競合も増加しておりますが、M&A専門企業として蓄積してきた国内M&Aマーケットにおける高い専門性と実績を生かし、M&Aを通じ持続可能な日本経済へ寄与するべく、良質なM&A案件を創出してまいります。

(当社グループの状況)

当社グループの経営成績は、売上高は前年同期比で5,545百万円(36.6%)の増加となる20,706百万円となりました。これは、前年同期比で大型案件の成約件数が増加したことが主な要因となっております。

売上原価は、売上高の増加により、賞与引当金を含むインセンティブ賞与及び外注費が増加したことを主な要因として、前年同期比1,682百万円(31.2%)の増加となる7,073百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、広告宣伝費、賞与、役員賞与引当金繰入額、支払手数料、租税公課、株主優待費用、雑費の増加が主な要因となり、前年同期比721百万円(22.6%)の増加となる3,919百万円となりました。

その結果、営業利益は前年同期比3,140百万円(47.8%)の増加となる9,713百万円、経常利益は前年同期比3,178百万円(48.2%)の増加となる9,766百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比2,482百万円(57.6%)の増加となる6,794百万円となりました。

なお、2022年9月期の期首より「収益認識に関する会計基準」を適用しておりますが、当連結会計年度における説明の前年同期比増減額及び増減率は当該会計基準適用前の前連結会計年度の数値を用いて比較しております。

当社グループの成約案件状況、ならびに当社及び㈱レコフの成約案件状況の内訳は次のとおりとなります。

成約件数(連結)

| 分類の名称 | | | 前連結会計年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日) | 当連結会計年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日) | 前年 同期比 |
|------------|----------------------------------|-----|---|---|-----------|
| グループ 全体 | M&A成約件数 | (件) | 172 | 199 | +27 |
| | 手数料金額別 うち1件当たりの手数料総額が1億円以上の件数 | (件) | 36 | 48 | +12 |
| | うち1件当たりの手数料総額が1億円未満の件数 | (件) | 136 | 151 | +15 |

成約件数（単体・参考）

| 分類の名称 | | | 前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日) | 当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日) | 前年 同期比 | |
|-------------------------------|----------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------|-----|
| M&Aキ ャピタル パートナ ーズ(株) | M&A成約件数 | (件) | 155 | 171 | +16 | |
| | 手 数 料 金 額 別 | うち1件当 たりの手 数料総額 が1億円 以上の件 数 | (件) | 34 | 44 | +10 |
| | | うち1件当 たりの手 数料総額 が1億円 未満の件 数 | (件) | 121 | 127 | +6 |

| 分類の名称 | | | 前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日) | 当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日) | 前年 同期比 | |
|--------|----------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------|----|
| (株)レコフ | M&A成約件数 | (件) | 17 | 28 | +11 | |
| | 手 数 料 金 額 別 | うち1件当 たりの手 数料総額 が1億円 以上の件 数 | (件) | 2 | 4 | +2 |
| | | うち1件当 たりの手 数料総額 が1億円 未満の件 数 | (件) | 15 | 24 | +9 |

なお、当社グループにおける報告セグメントはM&A関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

①重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資においては、主に新オフィスデザインや、ITインフラ強化のため、ノートパソコンやWEBシステムの更改等を含む投資を行い、総額84,669千円（建設仮勘定を含む。）の設備投資を実施いたしました。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

②重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第14期 (2019年9月期) | 第15期 (2020年9月期) | 第16期 (2021年9月期) | 第17期 (当連結会計年度) (2022年9月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 12,592,278 | 11,871,202 | 15,161,059 | 20,706,403 |
| 経 常 利 益 (千円) | 5,855,801 | 5,050,808 | 6,588,025 | 9,766,176 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円) | 3,925,209 | 3,407,409 | 4,311,810 | 6,794,777 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 125.77 | 109.18 | 136.65 | 214.21 |
| 総 資 産 (千円) | 21,131,448 | 24,060,442 | 30,796,638 | 39,913,638 |
| 純 資 産 (千円) | 17,205,415 | 20,632,048 | 25,841,908 | 32,598,659 |

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第14期 (2019年9月期) | 第15期 (2020年9月期) | 第16期 (2021年9月期) | 第17期 (当事業年度) (2022年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 10,918,877 | 10,191,593 | 13,833,234 | 17,810,226 |
| 経 常 利 益 (千円) | 5,831,071 | 4,957,150 | 6,889,437 | 9,076,518 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 3,962,984 | 3,351,364 | 4,661,870 | 6,134,829 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 126.98 | 107.38 | 147.74 | 193.40 |
| 総 資 産 (千円) | 20,514,704 | 23,344,556 | 30,510,107 | 38,215,012 |
| 純 資 産 (千円) | 17,110,960 | 20,482,324 | 26,042,125 | 32,160,378 |

(4) 対処すべき課題

①優秀な人材の確保・教育と組織体制の強化

当社グループは、事業の性質上優秀な人材の案件開発力及び案件遂行能力が収益を大きく左右することを認識しております。このため、競合他社との優秀なM&A人材の獲得競争の激化、コアメンバーの想定外の大量退職や安定した採用と教育の遅れといった要因によって、安定的な業績確保の大きな障害となる可能性があると認識しております。

これに対して、優秀な人材を惹きつける業績評価型のインセンティブ制度、人事考課の導入や独自の教育研修体制の整備によりコンサルタントの早期戦力化とスキルアップに取り組んでおります。

また、顧客ニーズや社内ナレッジをデータベース化することにより、コンサルティング業務の品質を高め効率性を上げる社内インフラを構築することで、高品質なサービス提供と、従業員が働きやすい環境の双方に寄与する体制の整備を引き続き強化しております。

今後とも、当社グループの中期経営計画基本方針とその人員計画に沿って、採用活動の継続強化と優秀な人材を惹きつけ高い定着率を実現する組織体制の整備・向上に取り組んでまいります。

②事業承継マーケットシェアの拡大と新規参入の増加

近年、社会的な課題として注目される事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場には潜在的なニーズが豊富にあることが見込まれ、中小企業庁等の政府機関の後押しもあり一層の拡大が予想されます。こうしたマーケットの大きさから、異業種からの新規参入や大手金融機関の参入なども増加してまいりました。

競合の増加が見込まれる中、中堅・中小企業のM&Aアドバイザーサービスにおいて培ってきた、豊富な成約実績に基づく経験や社内に蓄積されたナレッジが当社の重要な強みとなります。

これまでに蓄積された豊富な事例や知見を背景に、コンサルタントの教育や、社内ナレッジの共有を推進し、提供するサービスレベルの更なる向上に努め、他社との差別化とマーケットシェアの拡大に取り組んでまいります。

③㈱レコフの収益体制

㈱レコフでは、1987年の創業以来、長い業歴のなかで様々なニーズに応えるため、中小企業のM&Aから大手企業を中心とした高度なアドバイザー機能を必要とするM&Aまで、幅広いサービスを展開しております。その反面、大型案件の成否によって収益にも大きな変動が生じやすい収益構造となっております。

収益の安定化とさらなる業績の拡大のため、事業承継マーケットでの成約増加を目指して専任の事業承継チームを発足させ成果が表れており、さらには同社が培ってきた独自の顧客ネットワークやファイナンシャル・アドバイザー能力を活用した案件の創出に取り組んでまいりました。また、2021年10月より、新たな営業活動KPI管理制度を導入し、積極的な営業活動を全社的に行うことで案件数の増加に取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社6社の計7社で構成されております。当社グループはM&A関連サービス（仲介、アドバイザー、オンラインマッチング、データベース提供及びメディア運営など）を主たる事業としており、国内のM&A案件を中心としつつ、上場企業のTOBやカーブアウト案件からクロスボーダーM&Aまで、幅広くM&Aを支援するサービスを展開しております。

日本における中堅・中小企業の後継者不在が社会課題として広く認知される中、M&A関連サービスを通じた事業承継、シナジーの創出、更なる成長・発展の支援は、社会的責任を伴う重要な使命と認識しております。

M&Aを通じてクライアントの成長・発展に尽くすため、当社グループ各社は、次のようなサービスを展開しております。

なお、当社グループの事業は、M&A関連サービス事業という単一の事業セグメントであります。

①当社 (M&A仲介業務)

主に中堅・中小企業をメインターゲットとして、事業承継ニーズ、または自社の企業価値の向上を目的とした譲渡ニーズに対してM&Aの仲介サービスを提供しております。特に、このマーケットは中小企業のM&Aが一般化されるのに伴って、M&Aを経営戦略のひとつと考える企業オーナーも増加しており、引き続き、着手金無料で経営者が安心して相談できるビジネスモデル等を生かし、業容拡大を進めてまいります。

②㈱レコフ (M&A仲介及びアドバイザー業務)

創業30年以上の業歴のなかで培われたノウハウに基づき、中小企業の案件から業界大手同士の経営統合、上場企業の組織再編からTOB（株式公開買付）、MBO（経営陣による株式譲受）といった高度な支援を要するアドバイザー業務まで、幅広く展開しております。近年では、ASEAN地域を中心としたクロスボーダー案件も手掛け、幅広いM&Aサービスを提供しております。

③㈱レコフデータ (M&Aデータベース提供及びメディア運営その他の業務)

1985年以降のM&A事例をデータベース化しており、M&Aの機会を日常的に検討している事業会社から、同業となる金融機関、M&Aブティック会社、あるいは官公庁から教育機関まで幅広いユーザーにデータを提供するとともに、自社で運営するM&A情報専門誌『MARR（マール）』を通じて、最新のM&Aに関するニュース情報を発信し市場の活性化を使命として運営を行っております。また、M&Aに携わる人材を養成するため、セミナーや教育研修プログラムを展開する「M&Aフォーラム」事業を通じ、人材育成サービスにも取り組んでおります。

(6) 主要な営業所及び従業員の状況（2022年9月30日現在）

①主要な営業所

イ. 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------------------|
| 本 社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |

ロ. 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|------------------|
| ㈱レコフ | 東京都千代田区麹町四丁目1番地1 |
| ㈱レコフデータ | 東京都千代田区麹町四丁目1番地1 |

②従業員の状況

イ. 企業集団の従業員の状況

| 部 門 | 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|------------------|---------|--------|
| M&Aコンサルタント部門 | 164名 | ▲4名 |
| 管理部門及び非コンサルタント部門 | 65名 | +11名 |
| 合計 | 229名 | +7名 |

(注) 1. 従業員数は正社員の就業人員です。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

ロ. 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 159名 | +9名 | 32.0歳 | 3.15年 |

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

| 名称 | 資本金 (千円) | 当社の出資比率 (%) | 主要な事業 の内容 |
|---------|-------------|----------------|--------------|
| ㈱レコフ | 100,000 | 100 | M&A関連事業 |
| ㈱レコフデータ | 70,000 | 100 | M&A関連事業 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2022年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 95,520,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 31,729,000株 |
| (3) 株主数 | 27,580名 |
| (4) 大株主 | |

| 株 主 名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|--|------------|----------|
| 中村 悟 | 14,052,400 | 44.29 |
| 十亀 洋三 | 2,154,800 | 6.79 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,014,500 | 6.35 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,196,200 | 3.77 |
| 土屋 淳 | 729,600 | 2.30 |
| BBH FOR FINANCIAL INV TRUST GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FD | 510,700 | 1.61 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 | 375,356 | 1.18 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 | 373,400 | 1.18 |
| 岡村 英哲 | 360,200 | 1.14 |
| BBH FOR UMB BK, NATL ASSOCIATION- GLOBAL ALPHA INTL SMALL CAP FUND LP | 332,069 | 1.05 |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（2022年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年11月13日開催の取締役会決議に基づく業績達成条件付きの新株予約権

| | | | |
|------------------------|-------------------------------------|----------|--------|
| 名称 | 第13回新株予約権 | | |
| 取締役会発行決議日 | 2020年11月13日 | | |
| 新株予約権の数 | 584個 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式58,400株 (新株予約権1個につき100株) | | |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個あたり142,000円 | | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個あたり605,000円 (1株あたり6,050円) | | |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2022年1月1日 至 2056年12月15日 | | |
| 新株予約権の行使条件 | (注) | | |
| 付与対象者 | 当社取締役 | 新株予約権の数 | 95個 |
| | | 目的となる株式数 | 9,500株 |
| | | 該当者数 | 2名 |
| | 当社従業員 | 新株予約権の数 | 731個 |
| 目的となる株式数 | | 73,100株 | |
| | | 該当者数 | 125名 |

(注) 第13回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、2021年9月期及び2022年9月期の2事業年度における当社の営業利益が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

①2021年9月期の営業利益が6,000百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

②2022年9月期の営業利益が7,200百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

③2021年9月期と2022年9月期の営業利益の累計額が13,200百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM&A仲介事業のセグメント営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。ただし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上

されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。

- ロ. 新株予約権者は、満55歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者が、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記イの条件を満たさなければ行使することはできない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ヘ. その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2020年11月13日開催の取締役会決議に基づく業績達成条件付きの新株予約権

| | | |
|------------------------|-------------------------------------|---|
| 名称 | 第14回新株予約権 | |
| 取締役会発行決議日 | 2020年11月13日 | |
| 新株予約権の数 | 44個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式4,400株 (新株予約権1個につき100株) | |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個あたり133,000円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個あたり605,000円 (1株あたり6,050円) | |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年1月1日 至 2056年12月15日 | |
| 新株予約権の行使条件 | (注) | |
| 付与対象者 | 当社子会社 従業員 | 新株予約権の数 44個 目的となる株式数 4,400株 該当者数 2名 |

(注) 第14回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、2021年9月期及び2022年9月期の2事業年度における当社子会社である株式会社レコフの営業利益が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

- ①2021年9月期の営業利益が360百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1
- ②2022年9月期の営業利益が432百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1
- ③2021年9月期と2022年9月期の営業利益の累計額が792百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

なお、上記の営業利益の判定においては、当社子会社である株式会社レコフの監査済みの損益計算書における連結営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合、もしくは直近4事業年度の事業活動と比較したときに本社移転等の止むを得ない臨時的な支出があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権について

- てのみ行使できるものとする。
- ロ. 新株予約権者は、満 55 歳の誕生日において当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ハ. 上記ロに関わらず、当社と新株予約権者の所属する当社関係会社における資本関係が解消された場合、当該解消された日の前日において上記イに定める行使条件を満たしていることを条件として、当該解消された日（当該日の時点で行使期間が到来していない場合には、行使期間の初日）から当該解消された日の 6 ヶ月後の応当日までに限り、本新株予約権を行使することができる。
- ニ. 新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記イの条件を満たさなければ行使することはできない。
- ホ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ヘ. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ト. その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 中 村 悟 | 株式会社レコフ代表取締役社長 株式会社レコフデータ取締役 |
| 取 締 役 | 十 亀 洋 三 | 営業企画部長 |
| 取 締 役 | 下 田 奏 | 企画管理部長 株式会社レコフ取締役 株式会社レコフデータ取締役 |
| 取 締 役 | 西 澤 民 夫 | 日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 国立研究開発法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー |
| 取 締 役 | 松 岡 昇 | |
| 監 査 役 | 出 川 敬 司 | 株式会社レコフ監査役 株式会社レコフデータ監査役 |
| 監 査 役 | 藤 本 幸 弘 | シティニューワ法律事務所パートナー 株式会社農業総合研究所監査役 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人監督役員 |
| 監 査 役 | 中 森 真 紀 子 | 中森公認会計士事務所所長 株式会社LIFULL監査役 伊藤忠商事株式会社取締役 |

- (注) 1. 取締役西澤民夫氏及び松岡昇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役出川敬司氏、藤本幸弘氏及び中森真紀子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役出川敬司氏は、事業会社における豊富な監査経験を有しており、特に内部統制全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役藤本幸弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役中森真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役西澤民夫氏及び松岡昇氏並びに監査役出川敬司氏、藤本幸弘氏及び中森真紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の概要は、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。

なお、当社取締役及び監査役である被保険者につきましては、保険料総額の1割程度を自己負担しております。それ以外の被保険者につきましては、保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び執行役員を除く取締役会決議にて選任された会社法上の重要な使用人である従業員等の、主要な業務執行者です。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

ア. 報酬制度の基本方針

取締役のうち、取締役（非常勤を除く）の報酬制度については、固定報酬（金銭）に加えて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を目的として、経営方針に合致した業務執行を促し、当社の業績向上及び中期的な経営目標達成への強いインセンティブとなる業績連動報酬（金銭）とします。社外取締役の報酬制度については、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬（金銭）のみとします。

取締役の報酬の水準については、取締役の当社への貢献度を考慮し、かつ人材確保の観点から競争力のある報酬水準を勘案して決定します。

イ. 固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、取締役の役位及び業績への貢献度等を勘案して決定する金銭報酬とします。

ウ. 業績連動報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）の支給対象は、取締役（非常勤を除く）とします。

取締役の個人別の業績連動報酬の支給額は、当社の業績向上及び中期的な経営目標達成への強いインセンティブとするため、当社の半期における経常利益の額を基礎として、当該半期における当該取締役の当社の収益獲得への貢献度合、中期的な経営目標を実現するための施策の実行及び成果などを考慮して決定するものとします。

基礎とした経常利益の額は、2022年3月末時点累計の経常利益は4,531百万円、2022年9月末時点累計の経常利益は9,076百万円となりました。

エ. 固定報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

優秀な人材を確保し、当社業績への貢献に対する強いインセンティブとなるよう、取締役の当社業績への貢献度等に応じて業績連動報酬のウェイトを高める構成とします。

オ. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

固定報酬は、在任期間中、毎月定期的に支給する。業績連動報酬は、半期に一度、当社取締役会にて取締役（非常勤を除く）が受ける業績連動報酬総額の算定方法について決議することを条件に、当該半期の会社業績や個人評価等の確定後に支給します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の額並びに業績連動報酬の支給の有無及び取締役の個人別の支給額の決定については、株主総会決議による報酬等の総額の範囲内において、取締役会の決議により報酬委員会に一任するものとします。

報酬委員会の構成員は、取締役会決議により報酬の審議・決定を担当するため報酬委員会の委員として指名された取締役とし、代表取締役社長及び1名以上の社外取締役を含む取締役3名以上で構成するものとします。

当該権限が報酬委員会において適切に行使されるように、報酬等の検討に当たり、社外取締役を含む委員に加えて当社の常勤監査役が出席し、審議の透明化を図りつつ、社外取締役の適切な関与・助言を得ることのできる体制とします。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が上記決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

報酬額決定時の報酬委員会の構成員は下記の通りです。

2022年3月31日開催 報酬委員会構成員

| 構成員の氏名 | 役割 | 地位及び担当 |
|--------|-----|------------|
| 中村 悟 | 委員長 | 代表取締役社長 |
| 十亀 洋三 | 委員 | 取締役兼営業企画部長 |
| 下田 奏 | 委員 | 取締役兼企画管理部長 |
| 西澤 民夫 | 委員 | 取締役 |
| 松岡 昇 | 委員 | 取締役 |
| 出川 敬司 | 出席 | 監査役 |
| 藤本 幸弘 | 出席 | 監査役 |
| 中森 真紀子 | 出席 | 監査役 |

2022年9月30日開催 報酬委員会構成員

| 構成員の氏名 | 役割 | 地位及び担当 |
|--------|-----|------------|
| 中村 悟 | 委員長 | 代表取締役社長 |
| 下田 奏 | 委員 | 取締役兼企画管理部長 |
| 西澤 民夫 | 委員 | 取締役 |
| 松岡 昇 | 委員 | 取締役 |
| 出川 敬司 | 出席 | 監査役 |
| 藤本 幸弘 | 出席 | 監査役 |
| 中森 真紀子 | 出席 | 監査役 |

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2021年12月22日開催の第16回定時株主総会決議において年額2,000百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の報酬額は、2017年12月22日開催の第12回定時株主総会決議において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③取締役または監査役ごとの報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 対象となる 役員の数 |
|------------------|-------------------------|------------------------|---------------------|---------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 385,187千円 (6,000千円) | 32,925千円 (6,000千円) | 352,262千円 (一千万円) | 5名 (2名) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 12,900千円 (12,900千円) | 12,900千円 (12,900千円) | — | 3名 (3名) |
| 合計 (うち社外役員分) | 398,087千円 (18,900千円) | 45,825千円 (18,900千円) | 352,262千円 (一千万円) | 8名 (5名) |

- (注) 1. 取締役会は、報酬委員会に対し各取締役個人別の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、社外取締役及び監査役の適切な関与・助言を取り入れ、審議の透明化を図るためです。
2. 上記には当事業年度に係る役員賞与引当金が含まれております。
3. 上記のほか社外役員が当社の子会社等から受けた役員としての報酬額は5,500千円です。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

| 区 分 | 氏 名 | 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係 |
|-------|-----------|---|
| 取 締 役 | 西 澤 民 夫 | 日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 国立研究開発法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー |
| 取 締 役 | 松 岡 昇 | |
| 監 査 役 | 出 川 敬 司 | 株式会社レコフ監査役 株式会社レコフデータ監査役 |
| 監 査 役 | 藤 本 幸 弘 | シティユーワ法律事務所パートナー 株式会社農業総合研究所監査役 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人監督役員 |
| 監 査 役 | 中 森 真 紀 子 | 中森公認会計士事務所所長 株式会社LIFULL監査役 伊藤忠商事株式会社取締役 |

- (注) 1. (株)レコフ及び(株)レコフデータは当社の子会社であり、当社と特定関係事業者という関係にあります。
2. 上記以外の記載各法人等と当社との間には特別な関係はありません。

②各社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-------|-----------|--|
| 取 締 役 | 西 澤 民 夫 | 当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席いたしました。経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取 締 役 | 松 岡 昇 | 当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席いたしました。経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監 査 役 | 出 川 敬 司 | 当事業年度開催の取締役会19回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、中小企業診断士としての見識と、事業会社における豊富な監査経験から、事業活動全般に関し意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。 |
| 監 査 役 | 藤 本 幸 弘 | 当事業年度開催の取締役会19回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士として、主に会社のコンプライアンスの観点から、法務面に関する専門的な見識に基づき助言を行いました。 |
| 監 査 役 | 中 森 真 紀 子 | 当事業年度開催の取締役会19回中18回に、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士として、主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づき助言を行いました。 |

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区 分 | 氏 名 | 期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 西 澤 民 夫 | 取締役会において積極にご発言いただくとともに、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の指名・報酬に関する監督機能を主導しております。 |
| 取 締 役 | 松 岡 昇 | 取締役会において積極にご発言いただくとともに、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の指名・報酬に関する監督機能を主導しております。 |

④責任限定契約に関する事項

当社は、2007年2月16日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

イ．社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

ロ．社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|------------------------------------|----------|
| 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額 | 22,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度にかかる報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたる。
- ②コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的な社内指導も行い、これらの活動が取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
- ③取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役の職務の執行にかかる情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループ全体の経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- ②リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時に迅速・的確に対応の出来る体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び予算の設定を行う。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理及び改善管理を行う。

- ②取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者及びその責任・権限ならびに執行手続きを定める。
- ③経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、または経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現する。
- (5) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。
- (6) **前号の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、当該従業員の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (7) **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
監査役は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとする。
- (8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
当社は、監査役に報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保する。また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力等対策規程」等において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行わない。

(12) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社及び関係会社に対し、業務の円滑化と管理の適正性を図ることを目的に関係会社管理規程を定め、関係会社の事業内容、規模等を勘案の上、適切な組織体制が構築されるよう必要に応じて役員や適任者の派遣をし、また各社においてそれぞれ組織規模に沿った社内規程を整備する。なお、運用の実効性を確保するために、必要に応じて当社が内部監査を実施するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システムの整備・運用状況の確認は内部監査人が務めており、年度ごとに取締役会において見直し決定される「財務報告にかかる内部統制構築の基本計画及び方針」に基づいてモニタリングを行い、内部統制の有効性を確保しております。

(2) コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度においては3回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施しており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として年間計画を策定しコンプライアンスにかかわる研修を実施するなどしております。

(3) リスク管理

リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス委員会においてリスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確に対応できる体制を構築すべく取組んでおります。

(4) 取締役

当社グループの取締役が法令及び定款に則って職務を遂行するよう社外取締役を選任し、取締役会を通じて活発な発言・意見交換が行われるよう努めております。なお、当事業年度において当社では19回の取締役会を開催しております。

(5) 監査役

当社グループの監査役は全員が社外監査役であり、取締役会への出席や常勤監査役による経営会議の参加、その他稟議書の検閲などによって日常的なモニタリングを行い監査機能を強化しております。

また、常勤監査役を中心として会計監査人や内部監査人と四半期ごとに意見交換会を実施するなどし、より効率的な監査が実施できるよう努めております。なお、当事業年度において当社では13回の監査役会を開催しております。

(6) 内部監査

内部監査人が作成した内部監査計画書に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施いたしました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社グループは、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

当社グループは、業務の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年 9 月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 36,717,324 | 流動負債 | 6,422,220 |
| 現金及び預金 | 35,668,284 | 契約負債 | 861,784 |
| 売掛金 | 807,061 | 賞与引当金 | 31,568 |
| その他 | 241,979 | 未払金 | 2,298,823 |
| 固定資産 | 3,196,313 | 未払法人税等 | 2,358,074 |
| 有形固定資産 | 169,280 | 未払消費税等 | 645,676 |
| 建物附属設備 | 92,167 | その他 | 226,293 |
| その他 | 77,112 | 固定負債 | 892,758 |
| 無形固定資産 | 968,372 | 退職給付に係る負債 | 128,750 |
| 商標権 | 132,236 | 賞与引当金 | 562,306 |
| のれん | 773,840 | 役員賞与引当金 | 91,407 |
| その他 | 62,295 | その他 | 110,294 |
| 投資その他の資産 | 2,058,660 | 負債合計 | 7,314,978 |
| 敷金及び保証金 | 1,073,956 | 純資産の部 | |
| 繰延税金資産 | 969,799 | 株主資本 | 32,316,393 |
| その他 | 21,905 | 資本金 | 2,893,644 |
| 貸倒引当金 | △7,000 | 資本剰余金 | 2,883,394 |
| | | 利益剰余金 | 26,539,708 |
| | | 自己株式 | △353 |
| | | その他の包括利益累計額 | 4,424 |
| | | 為替換算調整勘定 | 4,424 |
| | | 新株予約権 | 277,842 |
| | | 純資産合計 | 32,598,659 |
| 資産合計 | 39,913,638 | 負債純資産合計 | 39,913,638 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで ）

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高 | | 20,706,403 |
| 売 上 原 価 | | 7,073,685 |
| 売 上 総 利 益 | | 13,632,717 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,919,708 |
| 営 業 利 益 | | 9,713,008 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1,266 | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 54,666 | |
| 雑 収 入 | 6,121 | 62,054 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 83 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 8,641 | |
| 雑 損 失 | 161 | 8,886 |
| 経 常 利 益 | | 9,766,176 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 9,766,176 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,420,057 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △448,658 | 2,971,398 |
| 当 期 純 利 益 | | 6,794,777 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 6,794,777 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで ）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,884,626 | 2,874,376 | 19,771,460 | △353 | 25,530,109 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △26,529 | | △26,529 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,884,626 | 2,874,376 | 19,744,930 | △353 | 25,503,579 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 9,018 | 9,018 | | | 18,036 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 6,794,777 | | 6,794,777 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 9,018 | 9,018 | 6,794,777 | — | 6,812,813 |
| 当期末残高 | 2,893,644 | 2,883,394 | 26,539,708 | △353 | 32,316,393 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------------|---------------|---------|------------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | △656 | △656 | 312,455 | 25,841,908 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △26,529 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △656 | △656 | 312,455 | 25,815,378 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 18,036 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 6,794,777 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 5,080 | 5,080 | △34,613 | △29,533 |
| 当期変動額合計 | 5,080 | 5,080 | △34,613 | 6,783,280 |
| 当期末残高 | 4,424 | 4,424 | 277,842 | 32,598,659 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数…6社

主要な連結子会社の名称

(株)レコフ (株)レコフデータ その他4社

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社マールマッチング及び株式取得により完全子会社化したみらいエフピー株式会社を連結の範囲に含めております。

②連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

従来、決算日が3月31日であるみらいエフピー株式会社は、仮決算を実施した上で連結計算書類を作成しております。また、当連結会計年度において、みらいエフピー株式会社は決算日を9月30日に変更し、連結決算日と同一となっております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 6年～22年

工具、器具及び備品 2年～20年

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

ロ.無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

(社内における見込み利用可能期間)

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

②重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する事業に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

M&A仲介及びアドバイザー業務は、顧客の株式譲渡・事業譲渡実行までのサービスの提供を履行義務としており、主として株式譲渡・事業譲渡が成立した時点で収益を認識しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

（小規模企業等における簡便法の採用）

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、10年間の定額法によって償却を行っております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、M & A 仲介及びアドバイザー業務における収益の認識時点については、連結子会社において案件の途中段階で一部の報酬を収益として認識しておりましたが、主として株式譲渡・事業譲渡が成立した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、契約負債が10,114千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が10,114千円減少し、売上原価が2,102千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ8,012千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当連結会計年度において、当社及び連結子会社は本社の移転を決定したため、移転後に利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また同様に、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。これにより従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ33,994千円減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

698,487千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 31,717,000株 | 12,000 | — | 31,729,000株 |
| 合計 | 31,717,000株 | 12,000 | — | 31,729,000株 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 12,000株

(2) 新株予約権に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|-----------|------------|--------------|----|---------|-----------|----------------|
| | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 第8回新株予約権 | 普通株式 | 472,400 | — | 26,000 | 446,400 | 9,738 |
| 第9回新株予約権 | 普通株式 | 362,000 | — | 67,000 | 295,000 | 10,325 |
| 第10回新株予約権 | 普通株式 | 182,600 | — | 12,000 | 170,600 | 5,971 |
| 第12回新株予約権 | 普通株式 | 223,600 | — | 47,000 | 176,600 | 127,713 |
| 第13回新株予約権 | 普通株式 | 82,600 | — | 24,200 | 58,400 | 116,276 |
| 第14回新株予約権 | 普通株式 | 4,400 | — | — | 4,400 | 7,818 |
| 合計 | | 1,327,600 | — | 176,200 | 1,151,400 | 277,842 |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、資金調達については資金使途に応じて主に銀行など金融機関からの借入による方針であります。

また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業部門を中心に事前の情報収集を行いリスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動リスクに晒されますが、当社は資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金については現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| | | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----|--------|--------------------|-----------|---------|
| (1) | 未払金 | 2,298,823 | 2,298,823 | — |
| (2) | 未払法人税等 | 2,358,074 | 2,358,074 | — |
| | 負債計 | 4,656,897 | 4,656,897 | — |

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| 区分 | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 35,668,284 | — | — | — |
| 合計 | 35,668,284 | — | — | — |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 未払金 | — | 2,298,823 | — | 2,298,823 |
| 未払法人税等 | — | 2,358,074 | — | 2,358,074 |
| 負債計 | — | 4,656,897 | — | 4,656,897 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
未払金及び未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、M&A関連サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (2) 会計方針に関する事項③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の期末残高は連結貸借対照表において区分表示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は744,294千円であります。なお、当連結会計年度中の契約負債の残高に重要な変動は生じておりません。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度中に認識した収益はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,018円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 214円21銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年11月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員、並びに当社子会社の従業員に対し、下記のとおり第15回及び第16回有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。

(1) 第15回有償ストック・オプション（新株予約権）の発行

①新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

②新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役及び従業員 170名 2,723個（272,300株）

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

③新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 272,300株

④新株予約権の数

2,723個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする）

⑤新株予約権の発行価額

新株予約権1個当たり89,000円

⑥新株予約権の発行価額の総額

1,459,528,000円

⑦新株予約権の行使に際して出資される財産の額

1株当たり4,470円

⑧新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金へ組み入れる額

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨新株予約権の割当日

2022年12月16日

⑩新株予約権の行使期間

2025年1月1日から2029年12月15日

⑪新株予約権の行使の条件

(a) 新株予約権者は、2023年9月期及び2024年9月期の2事業年度における当社の売上高が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

イ. 2023年9月期の売上高が19,800百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

ロ. 2023年9月期の売上高が21,600百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

ハ. 2024年9月期の売上高が21,780百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

ニ. 2024年9月期の売上高が25,920百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

ホ. 2023年9月期及び2024年9月期の売上高の累計額が41,580百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

ヘ. 2023年9月期及び2024年9月期の売上高の累計額が47,520百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

なお、上記の売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM&A仲介事業のセグメント売上高を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使出来るものとする。

(b) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員（ただし、雇用期間の定めのない社員に限る。）であることを要する。ただし、イ. 任期満了による退任または定年退職の後も継続して社員と実質的に同等の勤務時間、勤務日数の労働をしていると取締役会が認めた場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、またはロ. (i) 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、(ii) 当社が発行する株式について公開買付け（当社が自己株式の取得のために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。）が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは (iii) 当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記(a)を満たしているときは、この限りでない。

(c) 新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記(a)の条件を満たさなければ行使することは出来ない。

(d) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(e) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(f) 新株予約権者は、以下の区分に従って、行使の時点において満たされている上記(a)の行使可能割合の合計に基づき算出される、当該行使の時点で行使可能な本新株予約権（以下、「本行使可能新株予約権」という。）の全部又は一部を行使することができる。ただし、本行使可能新株予約権がないときは、この限りではない。

イ. 2022年12月16日（以下、「割当日」という。）から行使期間の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ロ. 行使期間の初日から割当日の3年後の応当日の前日までは、本行使可能

新株予約権の20%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

ハ. 割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日までは、本行使可能新株予約権の40%（ただし、割当日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、本行使可能新株予約権の40%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

ニ. 割当日の4年後の応当日から割当日の5年後の応当日の前日までは、本行使可能新株予約権の60%（ただし、割当日の4年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、本行使可能新株予約権の60%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

ホ. 割当日の5年後の応当日から割当日の6年後の応当日の前日までは、本行使可能新株予約権の80%（ただし、割当日の5年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、本行使可能新株予約権の80%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

ヘ. 割当日の6年後の応当日から行使期間の末日までは、本行使可能新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(g) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 第16回有償ストック・オプション（新株予約権）の発行

①新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社子会社の従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

②新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社子会社の従業員 54名 56個 (5,600株)

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

③新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 5,600株

④新株予約権の数

56個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする）

⑤新株予約権の発行価額

新株予約権1個当たり73,500円

⑥新株予約権の発行価額の総額

29,148,000円

⑦新株予約権の行使に際して出資される財産の額

1株当たり4,470円

⑧新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金へ組み入れる額

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨新株予約権の割当日

2022年12月16日

⑩新株予約権の行使期間

2025年1月1日から2029年12月15日

⑪新株予約権の行使の条件

(a) 新株予約権者は、2023年9月期及び2024年9月期の2事業年度における当社子会社である株式会社レコフの売上高が、次の各号に掲げる条件（以下、

「行使条件」という。)を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

イ. 2023年9月期の売上高が2,750百万円以上の場合:

行使可能割合 6分の1

ロ. 2023年9月期の売上高が3,000百万円以上の場合:

行使可能割合 6分の1

ハ. 2024年9月期の売上高が3,025百万円以上の場合:

行使可能割合 6分の1

ニ. 2024年9月期の売上高が3,600百万円以上の場合:

行使可能割合 6分の1

ホ. 2023年9月期及び2024年9月期の売上高の累計額が5,775百万円以上の場合:

行使可能割合 6分の1

ヘ. 2023年9月期及び2024年9月期の売上高の累計額が6,600百万円以上の場合:

行使可能割合 6分の1

なお、上記の売上高の判定においては、当社子会社である株式会社レコフの監査済みの損益計算書における単体売上高を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使出来るものとする。

(b) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役または従業員(ただし、雇用期間の定めのない社員に限る。)であることを要する。ただし、イ. 任期満了による退任または定年退職の後も継続して社員と実質的に同等の勤務時間、勤務日数の労働をしていると取締役会が認めた場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、またはロ.(i)当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、(ii)当社が発行する株式について公開買付け(当社が自己株式の取得の

ために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。)が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは(iii)当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記(a)を満たしているときは、この限りでない。

(c) 上記(b)に関わらず、当社と新株予約権者の所属する当社関係会社における資本関係が解消された場合、当該解消された日の前日において上記(a)に定める行使条件を満たしていることを条件として、当該解消された日(当該日の時点で行使期間が到来していない場合には、行使期間の初日)から当該解消された日の6ヶ月後の応当日までに限り、本新株予約権を行使することができる。

(d) 新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記(a)の条件を満たさなければ行使することはできない。

(e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(f) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(g) 新株予約権者は、以下の区分に従って、行使の時点において満たされている上記(a)の行使可能割合の合計に基づき算出される、当該行使の時点で行使可能な本新株予約権(以下、「本行使可能新株予約権」という。)の全部又は一部を行使することができる。ただし、本行使可能新株予約権がないときは、この限りではない。

イ. 2022年12月16日(以下、「割当日」という。)から行使期間の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ロ. 行使期間の初日から割当日の3年後の応当日の前日までは、本行使可能新株予約権の20%について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。

ハ. 割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日までは、本

行使可能新株予約権の40%（ただし、割当日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、本行使可能新株予約権の40%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

ニ. 割当日の4年後の応当日から割当日の5年後の応当日の前日までは、本行使可能新株予約権の60%（ただし、割当日の4年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、本行使可能新株予約権の60%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

ホ. 割当日の5年後の応当日から割当日の6年後の応当日の前日までは、本行使可能新株予約権の80%（ただし、割当日の5年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、本行使可能新株予約権の80%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

ヘ. 割当日の6年後の応当日から行使期間の末日までは、本行使可能新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(h) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. その他の注記

(新型コロナウイルス感染拡大等の会計上の見積りに与える影響)

当社グループにおいては、繰延税金資産の回収可能性の検討及びのれんの評価について会計上の見積りを行うにあたり、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が当社グループの業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

(賞与引当金)

当社は、当連結会計年度より新たな賞与制度を導入したことに伴い、従業員賞与のうち連結計算書類作成時における支給見込額を賞与引当金に計上しております。

貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 33,086,704 | 流動負債 | 5,376,125 |
| 現金及び預金 | 32,214,269 | 未払費用 | 177,249 |
| 売掛金 | 666,089 | 契約負債 | 689,506 |
| 前払費用 | 194,552 | 未払金 | 1,915,496 |
| 関係会社短期貸付金 | 6,000 | 未払法人税等 | 2,098,285 |
| その他 | 5,793 | 未払消費税等 | 488,562 |
| 固定資産 | 5,128,308 | 預り金 | 7,024 |
| 有形固定資産 | 117,542 | 固定負債 | 678,508 |
| 建物附属設備 | 62,410 | 長期未払金 | 3,390 |
| 工具、器具及び備品 | 30,382 | 長期未払費用 | 21,403 |
| 建設仮勘定 | 24,750 | 賞与引当金 | 562,306 |
| 無形固定資産 | 2,675 | 役員賞与引当金 | 91,407 |
| ソフトウェア | 2,675 | 負債合計 | 6,054,633 |
| 投資その他の資産 | 5,008,089 | 純資産の部 | |
| 関係会社株式 | 3,226,159 | 株主資本 | 31,882,535 |
| 関係会社長期貸付金 | 18,000 | 資本金 | 2,893,644 |
| 長期前払費用 | 4,817 | 資本剰余金 | 2,883,394 |
| 繰延税金資産 | 754,406 | 資本準備金 | 2,883,394 |
| 敷金及び保証金 | 994,705 | 利益剰余金 | 26,105,850 |
| 出資金 | 10,000 | その他利益剰余金 | 26,105,850 |
| | | 繰越利益剰余金 | 26,105,850 |
| | | 自己株式 | △353 |
| | | 新株予約権 | 277,842 |
| | | 純資産合計 | 32,160,378 |
| 資産合計 | 38,215,012 | 負債純資産合計 | 38,215,012 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2021年10月1日から
2022年9月30日まで ）

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高 | | 17,810,226 |
| 売 上 原 価 | | 5,938,306 |
| 売 上 総 利 益 | | 11,871,920 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,858,879 |
| 営 業 利 益 | | 9,013,041 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 4,017 | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 54,666 | |
| 雑 収 入 | 4,807 | 63,491 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 | |
| 雑 損 失 | 14 | 14 |
| 経 常 利 益 | | 9,076,518 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 9,076,518 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,158,080 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △216,391 | 2,941,688 |
| 当 期 純 利 益 | | 6,134,829 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2021年10月1日から
2022年9月30日まで ）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,884,626 | 2,874,376 | 2,874,376 | 19,971,021 | 19,971,021 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 9,018 | 9,018 | 9,018 | | |
| 当期純利益 | | | | 6,134,829 | 6,134,829 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 9,018 | 9,018 | 9,018 | 6,134,829 | 6,134,829 |
| 当期末残高 | 2,893,644 | 2,883,394 | 2,883,394 | 26,105,850 | 26,105,850 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------|------------|---------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | △353 | 25,729,670 | 312,455 | 26,042,125 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | 18,036 | | 18,036 |
| 当期純利益 | | 6,134,829 | | 6,134,829 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | △34,613 | △34,613 |
| 当期変動額合計 | — | 6,152,865 | △34,613 | 6,118,252 |
| 当期末残高 | △353 | 31,882,535 | 277,842 | 32,160,378 |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。
尚、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物附属設備 10年～15年
工具、器具及び備品 4年～15年
ただし、2016年4月1日以降に取得した
建物附属設備については、定額法を採用
しております。
- ②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
自社利用のソフトウェア 5年
（社内における見込み利用可能期間）
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引
に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を
ゼロとして算定する定額法によっており
ます。

(2) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、
一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個
別に回収可能性を検討し、回収不能見
額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるた
め、支給見込額に基づき計上しており
ます。
- ③役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額に基づき計上しております。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する事業に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

M&A仲介及びアドバイザー業務は、顧客の株式譲渡・事業譲渡実行までのサービスの提供を履行義務としており、主として株式譲渡・事業譲渡が成立した時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。M&A仲介及びアドバイザー業務における収益の認識時点については、主として株式譲渡・事業譲渡が成立した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

ただし、上述した収益の認識時点は、収益認識会計基準の適用以前より計上していた収益の認識時点と相違がない為、結果として、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益について、影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高についても、影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

256,119千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

売掛金 9,900千円
関係会社短期貸付金 6,000千円
関係会社長期貸付金 18,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 17,725千円
仕入高 22,314千円

営業取引以外の取引

受取利息 2,795千円
その他 4,800千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| | 当事業年度期首自己株式数 | 当事業年度増加自己株式数 | 当事業年度減少自己株式数 | 当事業年度末自己株式数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 398株 | — | — | 398株 |
| 合計 | 398株 | — | — | 398株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

未払事業税 108,566千円
未払社会保険料 19,071 〃
人件費自己否認額 402,426 〃
賞与引当金 172,178 〃
資産除去債務 40,919 〃
その他 11,243 〃
繰延税金資産合計 754,406千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,004円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 193円40銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(第15回及び第16回有償新株予約権)

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

11. その他の注記

(新型コロナウイルス感染拡大等の会計上の見積りに与える影響)

当社においては、繰延税金資産の回収可能性の検討及び関係会社株式の評価について会計上の見積りを行うにあたり、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が当社の業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

(賞与引当金)

当社は、当事業年度より新たな賞与制度を導入したことに伴い、従業員賞与のうち計算書類作成時における支給見込額を賞与引当金に計上しております。

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 三ッ木 最文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三ッ木 最文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の取締役の職務の執行に関して、監査役全員が協議して監査した結果、全員の意見が一致したので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の従業員等と意思疎通を図り、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会、月度報告会その他重要会議ならびに代表取締役との会合に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人（同）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人（同）から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月15日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役会

| | | |
|--------------|-----------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 出 川 敬 司 | Ⓢ |
| 監査役（社外監査役） | 藤 本 幸 弘 | Ⓢ |
| 監査役（社外監査役） | 中 森 真 紀 子 | Ⓢ |

以 上

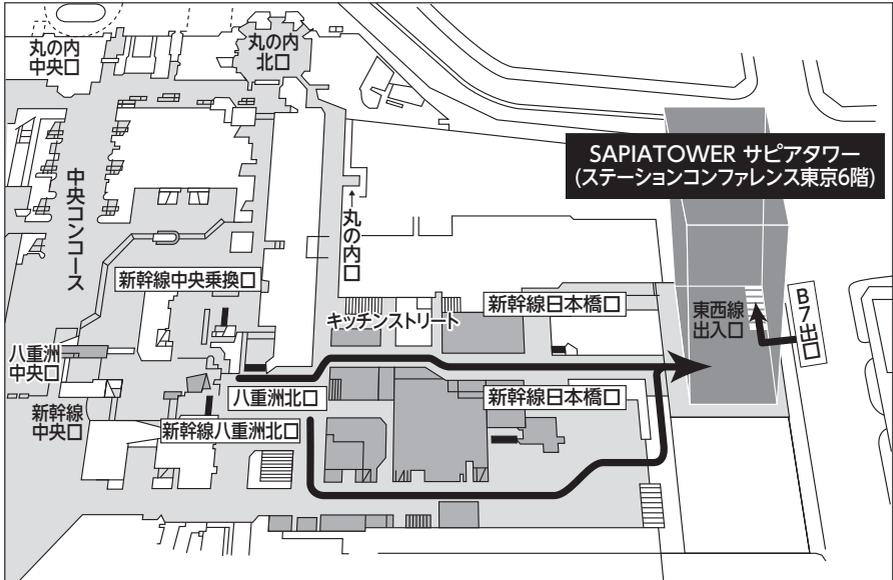
株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー6階

「ステーションコンファレンス東京」605会議室

電話 03-6888-8080 (代)



【交通のご案内】

| | |
|------------------------|-------|
| J R 東京駅新幹線専用改札口 (日本橋口) | 徒歩 1分 |
| J R 東京駅八重洲北口改札口 | 徒歩 2分 |
| 東京メトロ東西線大手町駅 (B7出口) | 徒歩 1分 |

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。